

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後																		
<p>(前 略)</p> <p>(一般宿舎の貸与基準)</p> <p>第8条 財務担当理事は、一般宿舎を貸与する 場合においては、<u>原則として次表の左欄に掲げる一般職俸給表(一)の級の職務及びこれに相当する級の職務又は同居人数に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。</u>ただし、吉田職員宿舎の单身用規格 b 及び宇治職員宿舎のうち財務担当理事が指定する单身用規格 b については、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。</p>	<p>(一般宿舎の貸与基準)</p> <p>第8条 財務担当理事は、一般宿舎を貸与する 場合においては、<u>原則として次表の左欄に掲げる貸与条件に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。</u>ただし、吉田職員宿舎の单身用規格 b 及び宇治職員宿舎のうち財務担当理事が指定する单身用規格 b については、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。<u>また、世帯用規格 b に空室がある場合において、財務担当理事が適当と認めた場合には、世帯用規格 b を单身用規格 b と読み替えて貸与することができる。</u></p>																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">級等</th> <th style="text-align: center;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人数5人以上</u></td> <td style="text-align: center;">e 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>8級、7級及び6級の職務又は同居人数4人以上</u></td> <td style="text-align: center;">d 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5級、4級及び3級の職務又は同居人数3人以上</u></td> <td style="text-align: center;">c 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2級以下の職務</u></td> <td style="text-align: center;">b 以下</td> </tr> </tbody> </table>	級等	規格	<u>役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人数5人以上</u>	e 以下	<u>8級、7級及び6級の職務又は同居人数4人以上</u>	d 以下	<u>5級、4級及び3級の職務又は同居人数3人以上</u>	c 以下	<u>2級以下の職務</u>	b 以下	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸与条件</th> <th style="text-align: center;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>同居人数3人以上</u></td> <td style="text-align: center;">e 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>同居人数2人以上</u></td> <td style="text-align: center;">c 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>单身</u></td> <td style="text-align: center;">b 以下</td> </tr> </tbody> </table>	貸与条件	規格	<u>同居人数3人以上</u>	e 以下	<u>同居人数2人以上</u>	c 以下	<u>单身</u>	b 以下
級等	規格																		
<u>役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人数5人以上</u>	e 以下																		
<u>8級、7級及び6級の職務又は同居人数4人以上</u>	d 以下																		
<u>5級、4級及び3級の職務又は同居人数3人以上</u>	c 以下																		
<u>2級以下の職務</u>	b 以下																		
貸与条件	規格																		
<u>同居人数3人以上</u>	e 以下																		
<u>同居人数2人以上</u>	c 以下																		
<u>单身</u>	b 以下																		
<p>(後 略)</p> <p>別表第1 (第2条第2項関係) (略)</p>	<p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中熊取職員宿舎の世帯用規格 b のうち平成21年度以降に設置又は大規模改修した宿舎戸数に係る部分は平成27年10月1日から、宇治職員宿舎の世帯用規格 c に係る部分は平成28年1月1日から適用する。</u></p> <p>別表第1 (第2条第2項関係) (同 左)</p>																		

別表第2（第3条関係）

1. 一般宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数（戸）					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町5.0.	R C			41				41
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	R C	(71)	(30)	(28)				(129) 275
吉田職員宿舎	京都市左京区吉田泉殿町6-6	R C	23		1				24
桂職員宿舎	京都市西京区下津林六反田1-3	R C			40	24			64
(略)									
香里職員宿舎	枚方市香里ヶ丘10-8	R C			40				40
丹波町職員宿舎	京都府船井郡京丹波町富田蒲生野144番地1	W		2	1				3
熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010	R C		(22)	(1)				(23) 58
(略)									
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4			8

2. 看護師宿舎（略）

* 構造（略）

* 宿舎戸数（戸）の上段は、平成21年度以降に設置又は大規模改修した戸数で内数

別表第3（第13条関係） } (略)
別表第4（第25条関係） }

様式1 } (略)
 }
様式9 }

別表第2（第3条関係）

1. 一般宿舎

宿舎名	所在地	構造	宿舎戸数（戸）					計	
			単身用規格		世帯用規格				
			a	b	b	c	d		e
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄瓦塚46番地の1	R C	(71)	(30)	(48)				(149) 275
吉田職員宿舎	京都市左京区吉田泉殿町6-6	R C	23		1				24
(同 左)									
丹波町職員宿舎	京都府船井郡京丹波町富田蒲生野144番地1	W		2	1				3
熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010	R C		(30)	(1)				(31) 31
(同 左)									
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生斧蛇1	W			4	4			8

2. 看護師宿舎（同 左）

* 構造（同 左）

*（同 左）

別表第3（第13条関係） } (同 左)
別表第4（第25条関係） }

様式1 } (同 左)
 }
様式9 }